

2024年7月吉日

お取引先 各位

株式会社 堀江商会  
代表取締役社長 林 泰三



## 支払方法（でんさい・約束手形）変更のご案内

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、政府が全業種における手形の指導基準を60日とした2024年11月からの運用を踏まえ、法令遵守ならびに取引の適正化による中小企業の活性化に向けた取り組みの一環として、でんさい・約束手形によるお支払い方法を下記の通り変更させていただく事となりましたのでご案内申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 支払方法変更内容

(現行) でんさい ・ 約束手形 (個別契約に基づくサイト)  
(変更後) 銀行振込 (振込手数料は支払人負担)

※弊社お支払い方法は、でんさい・約束手形を廃止し20日締切り・翌月20日支払いの全額銀行振込へと変更いたします。

※政府の2026年までの約束手形の廃止、小切手の全面的な電子化の方針を受け2026年度末までに全面的な電子化となる模様ですので、お取引先様におかれましても早めの対応をお願いいたします。

※変更に関し、別途、書面の取り交わしが必要な場合は下記までお問い合わせ願います。

#### 2. 変更時期

2024年10月20日締切り 11月20日支払い分より

#### 3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

株式会社堀江商会 総務部 執行役員部長 須藤、法

TEL 076-403-6771

以上